

低賃金労働者の生活を支え、新型コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げを求める会長声明

新型コロナウイルスの感染拡大により、経営基盤が脆弱な多くの中小事業者が倒産、廃業に追い込まれる懸念が広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論が多数を占め、中央最低賃金審議会は、2020年度の地域別最低賃金額の引上げ額について目安額の提示を見送った。これを受けて、各地の審議会も引上げ額を抑制し、福岡県では、前年度比1円の引上げ（842円）にとどまった。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。フランスでは、2021年1月に10.15ユーロ（約1320円）から10.25ユーロ（約1333円）に引き上げられた。ドイツでは、2021年1月に9.50ユーロ（約1235円）へ引き上げられ、さらに同年7月から9.60ユーロ（約1248円）へ、2022年1月に9.82ユーロ（約1277円）へ、同年7月に10.45ユーロ（約1359円）へ引上げとなることが決定された。イギリスでも、2021年4月から25歳以上のフルタイム労働者の最低賃金が8.72ポンド（約1325円）から8.91ポンド（約1354円）に引き上げられた。このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の引上げが実現しており、我が国でも2021年度的大幅引上げが必要である。

本来、雇用の維持・確保と労働者の賃金ないし最低賃金の引き上げは、対立関係にあるものではない。とはいえ、最低賃金の引き上げが中小事業者の経営状況に与える影響も無視できるものではなく、特に現在の新型コロナ禍においては、中小事業者の倒産、廃業による労働者の失業という事態を生じさせないためにも、国や地方自治体において中小事業者に対する各種支援策をさらに拡充すべきである。

最低賃金引上げに伴う中小事業者への支援策について、「業務改善助成金」制度があるが、利用件数はごく少数であり（福岡県では令和2年度2月末現在で申請40件、交付決定35件に止まる）、効果は非常に限定的である。最低賃金の引上げと円滑な事業運営を両立させる観点からは、例えば、諸外国で採用されている最低賃金の大幅な引き上げの緩和措置として社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を実施するなど、有効かつ十分な複数の支援策を用意すべきである。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことは重大な問題である。2020年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1013円であるのに対し、最も低い7県は時給792円（福岡県は842円）であり、221円（福岡県は171円）

の開きがある。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が縮まるどころか、むしろ拡大している。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて効果がある。

福岡地方最低賃金審議会は、昨年度、中央最低賃金審議会の引上げの目安額が示されない中で最低賃金の引き上げを答申し、さらに、国や県に対し中小事業者支援策の拡充を求めるなど4点の付帯決議を示した。この積極的な姿勢は高評価されるべきであり、本年度も積極的な答申を期待したい。

新型コロナ禍で地域経済が疲弊している今こそ、最低賃金の引上げによって地域経済を活性化することが求められている。そこで、当会は、国及び福岡県に対し、最低賃金の引上げの観点から中小事業者への十分な支援策の実現ないし実施を求めるとともに、福岡地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額のさらなる引上げを図り、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保に資するべく最低賃金を大きく引き上げる答申を行うよう求める。

2021年（令和3年）7月7日

福岡県弁護士会

会長 伊藤 巧 示